

「子どもの権利」の周知・啓発と 子どもの意見表明・社会参加の促進について

1 「子どもの権利」の基本的事項

子どもの権利とは？

子どもの権利とは、すべての子どもが生まれながらにして一人の人間として尊重され、自分らしく生きるために保障されている基本的人権

◆子どもの権利条約

子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められ、現在日本を含めた 196 か国で締結している世界的な条約

◆子どもの権利条約における 4 つの原則

「子どもの権利条約（1989 年国連総会採決、日本は 1994 年に批准）」や、「こども基本法（2022 年）」は、以下の 4 原則を定める。

差別の禁止	すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。
子どもの最善の利益	子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。
生命、生存及び発達に対する権利	すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。
子どもの意見の尊重	子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

（出典/Unicef 子どもの権利条約の考え方）

◆こども基本法とこども家庭庁の設置

・これに対応する形で、令和 4 年にはこども基本法と、こども家庭庁設置法（こども家庭庁発足は 2023 年）により子ども政策を一元化する省庁が整備されました。

◆こども大綱・自治体こども計画

こども基本法に基づき、政府全体の幅広いこども政策全体について今後5年程度の基本的な方針・重要事項等を定めるもの。自治体こども計画はこども大綱を勘案し、各自治体において策定。

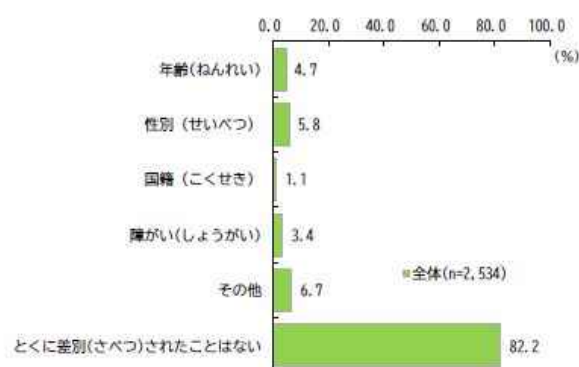
2 安曇野市の「子どもの権利」に関するアンケートと傾向

◆ 令和6年7月実施「安曇野市教育振興基本計画の策定に係るアンケート」

アンケート対象	回答数	実施主体
市内の小4～中3（全員） 市内に通学する高校生（希望者）	2,534人 (48.1%)	安曇野市議会・安曇野市教育委員会

※回答率は小4～中3（2,384/4,953人）で算出したもの

図表10-1 【児童・生徒】
これまでに差別された経験



図表10-2 【児童・生徒】
「子どもの権利」を知っていますか

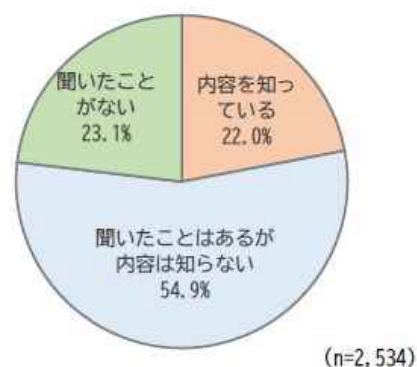


図 42 「子どもの権利」の言葉やその内容の認知度



出典：安曇野市「教育振興基本計画にかかる児童・生徒アンケート調査（令和6年）」

◆令和８年５月「こどもの権利に関するアンケート」

アンケート対象	回答数	実施主体
穂高東中 (全学年, 461 人)	380 人 (82.4%)	安曇野市教育委員会

Q1：「こどもの権利」という言葉や内容を知っていますか。

※上記「安曇野市教育振興基本計画の策定に係るアンケート」と同一の質問

内容を知っている	聞いたことがあるが 内容は知らない	聞いたことがない	総計
50 人	194 人	136 人	380 人
13.2%	51.1%	35.8%	100.0%

Q2：安曇野市に「子どもの権利に関する条例」があることを知っていますか。

内容までよく知っている	少し知っている	名前だけ聞いたことがある	まったく知らない	総計
12 人	89 人	69 人	210 人	380 人
3.2%	23.4%	18.2%	55.3%	100.0%

Q3：「子どもの権利に関する条例」には、「子どもは、自分の権利と同様に、他者の権利も尊重する」という役割が定められています。このことを知っていますか。

知っている	この設問を読んで知り、内容を理解した	この設問を読んで知ったが、内容が理解できなかった	総計
66 人	254 人	60 人	380 人
17.4%	66.8%	15.8%	100.0%

Q4：学校のルールや活動に、自分たちの意見が反映されていると思いますか。

とても思う	どちらかといえば思う	どちらともいえない	あまりそう思わない	まったくそう思わない	総計
75 人	162 人	102 人	26 人	15 人	380 人
19.7%	42.6%	26.8%	6.8%	3.9%	100.0%

◆ 令和6年7月「子ども若者意見ひろば」

①目的

子どもたちに、本市へのニーズ・地域の課題改善に関する話し合いの場を提供することで、自分が意見を持つこと・発表することの意味や重要性を認識してもらう。

②実施日時

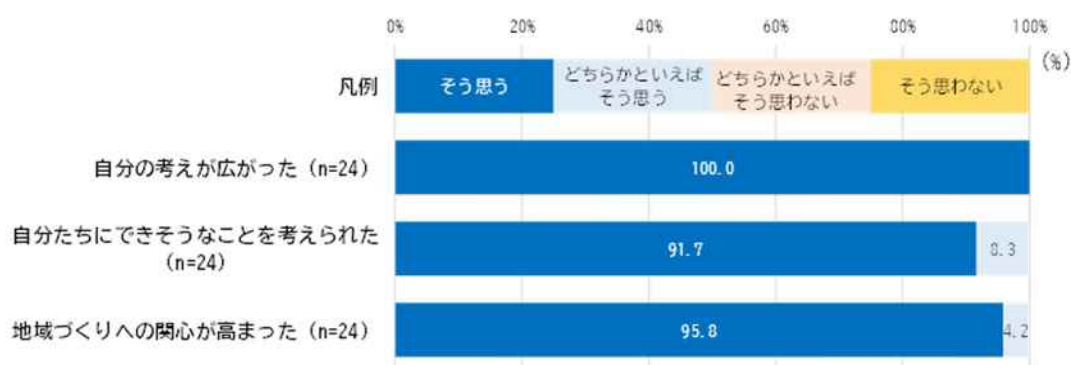
令和6年7月27日（土） 13時30分～16時00分 安曇野市役所本庁舎 大会議室

③参加者

「子ども若者意見ひろば」開催通知を市内小中学校へ配布し、小学校4～6年生、中学校1～3年生に広く呼びかけ、24名（小学生14名、中学生10名）の参加

④「子ども若者意見ひろば」に参加しての感想

参加した児童・生徒全員が「自分の考えが広がった」「自分たちにできそうなことを考えられた」「地域づくりへの関心が高まった」に対して「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答している。



⑤意見ひろばに参加してみようと思った理由

- ・ 安曇野市について話し合いたかった
- ・ 自分の意見を言ってみたい/考えを広げたい
- ・ 先生に薦められて/友だちに誘われて

⑥参加してみて、よかったことやうれしかったこと、勉強になったと思うこと

- ・ 安曇野市のことを考えるいい話し合いができた/自分の意見を言えた
- ・ いろいろな人と話せた/交流できたよかった/友だちがたくさんできた

- ⑦参加してみて、または 参加するまでに、困ったことや心配だったこと
- ・参加するまでは、初めて会う人たちとうまく話せるか不安で緊張していた
 - ・もっと宣伝してほしい/楽しいということがわかればもっと参加する人が増えるのでは

3 安曇野市子どもの権利条例制定の経過

年月日	内容
令和5年11月28日	福祉教育委員会協議会 ・政策提言テーマについて
令和5年12月18日	福祉教育委員会協議会 ・政策提言テーマについて →テーマは、子どもの権利条例の制定についてに決定
令和6年1月18日	福祉教育委員会協議会 ・政策提言について
令和6年2月9日	福祉教育委員会協議会 ・政策提言について
令和6年2月15日	山ノ内町教育長竹内延彦氏による議会研修 ・こども基本法と子どもの権利条例について
令和6年3月11日	福祉教育委員会協議会 ・子どもの権利条例等について
令和6年3月13日	教育長との懇談
令和6年4月15日	福祉教育委員会協議会 ・教育部等との意見交換
令和6年4月22日	学校教育課との打ち合わせ ・児童生徒向けアンケート案の検討
令和6年4月25日	佐久市視察 ・議会発議による子どもの権利条例の制定について 

年月日	内容
令和6年5月7日	福祉教育委員会協議会 ・子どもの権利条例アンケート調査について
令和6年5月29日	福祉教育委員会協議会 ・子どもの権利条例アンケート調査について
令和6年6月5日	松本市視察 ・子どもの権利条例の制定と制定後の施策の取り組みや効果について ・相談・救済制度が充実しているが、子どもの権利相談室「こころの鈴」の具体的な取り組み等について
令和6年6月13日	福祉教育委員会協議会 ・子どもの権利条例アンケート調査について
令和6年6月20日	福祉教育委員会協議会 ・子どもの権利条例アンケート調査について
令和6年7月1日 ～22日	市内小中学生等への意識調査アンケート実施 ・小中学校の回答数 2,384 人（回収率 48.13%） ・高校生の回答数 150 人 ・自由筆記は全体の 64%が回答
令和6年7月24日	豊科高校との意見交換会（校長、高校生 11 人） ・子どもの権利について
令和6年7月29日	穂高商業高校との意見交換会（高校生 6 人） ・子どもの権利について
令和6年8月6日 ～7日	鎌倉市視察 ・子どもがのびのびと自分らしく育つまち鎌倉条例について 川崎市（子ども夢パーク含む）視察 ・子どもの権利に関する条例について
令和6年8月20日	福祉教育委員会協議会 ・子どもの権利条例のこれからの進め方について
令和6年9月6日	福祉教育委員会協議会 ・子どもの権利条例アンケート調査結果について
令和6年9月20日	福祉教育委員会協議会 ・子どもの権利条例アンケート調査結果について
令和6年10月8日	福祉教育委員会協議会 ・子どもの権利条例アンケート調査結果について
令和6年10月28日	福祉教育委員会協議会 ・教育部等との意見交換

年月日	内容
令和6年11月14日	市社会福祉協議会児童館担当職員との意見交換会（児童館 10人） ・家庭や地域において、『子どもの権利』の理念が実践されるための取り組みや課題について
令和6年11月14日	市 PTA 連合会役員との意見交換会（本部役員9人） ・家庭や地域、学校において、子どもが幸せに生きられるために、『子どもの権利』の理念をどのように実践していくかについて
令和6年11月14日	福祉教育委員会協議会 ・子どもの権利条例アンケート調査結果について
令和6年11月18日	松本児童相談所視察 ・子どもの権利の観点から見る、昨今の児童相談所への相談内容について ・家庭や地域において「子どもの権利」の理念が実践される際の課題について
令和6年11月28日	福祉教育委員会協議会 ・条例案の検討について
令和6年11月28日	校長会との意見交換会（校長14人） ・学校現場における先生方の子どもの権利に関する認識について ・子どもの権利の理念をベースに置いた学校運営にしていくための課題やそのための要望について
令和6年12月18日	福祉教育委員会（12月定例会） ・陳情「安曇野市は安曇野市議会からの政策提言により子どもの権利に関する条例を制定することを求める陳情」審査 ⇒継続審査
令和7年1月8日	福祉教育委員会協議会 ・条例案の検討について
令和7年1月15日	教育部との打ち合わせ ・条例か政策提言か
令和7年1月16日	教育長との懇談 ・議会発議による条例で進めていくこと。具体的な事項は政策提言とすることとした

年月日	内容
令和7年1月27日	森本遼弁護士による研修会 ・子どもの権利条例について 
令和7年1月27日	福祉教育委員会（閉会中審査） ・陳情「安曇野市は安曇野市議会からの政策提言により子どもの権利に関する条例を制定することを求める陳情」審査 ⇒不採択
令和7年1月27日	福祉教育委員会協議会 ・条例案の検討
令和7年2月13日	福祉教育委員会協議会 ・条例案の検討
令和7年2月18日	3月定例会初日 ・陳情「安曇野市は安曇野市議会からの政策提言により子どもの権利に関する条例を制定することを求める陳情」採決 ⇒不採択
令和7年3月6日	福祉教育委員会協議会 ・条例案の検討
令和7年3月10日	福祉教育委員会協議会 ・条例案の検討
令和7年4月3日	福祉教育委員会協議会 ・条例案の検討
令和7年4月8日	政策討論会議 ・子どもの権利条例案と政策提言
令和7年4月15日	福祉教育委員会協議会 ・教育部と条例案について協議
令和7年4月23日	福祉教育委員会協議会 ・条例案の検討

年月日	内容
令和7年4月30日	教育部等との打ち合わせ ・条例案について協議
令和7年5月12日	教育部等との打ち合わせ ・条例案について協議
令和7年5月14日	福祉教育委員会協議会 ・条例案の検討
令和7年5月15日	議会改革推進委員会 ・子どもの権利条例案について
令和7年5月22日	政策討論会議 ・子どもの権利条例案について ⇒森本弁護士に条例案の確認依頼
令和7年5月25日	市民説明会（参加者約52人(子ども含む)、議員） ・子どもの権利条例案について 
令和7年5月27日	教育委員との意見交換会（教育委員4人、教育長、教育部等職員） ・子どもの権利条例案について
令和7年6月2日	福祉教育委員会協議会 ・条例案の検討
令和7年6月6日	理事者への説明（市長、副市長、教育長） ・これまでの主な経過について ・子どもの権利に関する条例案について
令和7年6月2日	福祉教育委員会協議会 ・条例案の検討
令和7年6月9日	福祉教育委員会協議会 ・条例案の検討
令和7年6月11日 ～7月12日	パブリックコメントの実施（意見4人(16件)） ・安曇野市子どもの権利に関する条例案

年月日	内容
令和7年6月20日	福祉教育委員会協議会 ・パブリックコメント途中経過について
令和7年7月2日	福祉教育委員会協議会 ・逐条解説の検討 ・パブリックコメント途中経過について
令和7年7月14日	福祉教育委員会協議会 ・パブリックコメントの回答案検討 ・逐条解説の検討 ・政策提言案の検討
令和7年8月1日	福祉教育委員会協議会 ・条例案の決定 ・パブリックコメント回答の決定 ・逐条解説の検討 ・政策提言案の検討
令和7年8月7日	福祉教育委員会協議会 ・逐条解説の決定 ・政策提言案の検討
令和7年8月28日	福祉教育委員会協議会 ・政策提言案の決定
令和7年9月2日	政策討論会議 ・政策提言案について

4 市全体としての子どもの権利に関する計画の状況

年月日	内容
令和7年4月1日	安曇野市教育振興基本計画の施行 ・基本方針の1つとして「一人ひとりの個性を認め合う共生社会の実現を目指し、すべての子どもの権利を尊重」と示し、施策として「地域全体での子どもの権利の共有」を定める。
令和7年4月1日	安曇野市こども計画の施行 ・教育振興基本計画の掲げる「地域全体での子どもの権利の共有」を実現するための具体的施策として、「子どもの権利の周知・啓発」と「子どもの意見表明・社会参加の促進」を定める。
令和7年9月18日	安曇野市子どもの権利に関する条例（議員提出第7号）議決 ・「こども基本法」の内容の大切さを確認するもの。 ・条例独自の規定としては、「子どもの権利の日」を定めている。
令和8年3月1日	安曇野市子どもの権利に関する条例施行
現在	安曇野市子どもの権利に関する条例と、教育振興基本計画やこども計画が同じ理念に基づいているものと確認した。引き続き、教育振興基本計画やこども計画に従い、関連施策を実行していく。

○安曇野市子どもの権利に関する条例（抄）

令和7年9月19日条例第34号

私たちは、児童の権利に関する条約、日本国憲法及びこども基本法の理念に基づき、安曇野市の子どもが生命と尊厳を等しく守られ、人種、国籍、性別、意見、障がいの有無、経済状況等のいかなる理由でも差別されず、安心して健やかに育つことができるよう、子どもの権利を保障します。

私たちは、一人一人かけがえのない存在である子どもたちが、安曇野の豊かな自然環境、地域のつながり、そして先人から受け継がれた文化や芸術に触れ、ふるさと安曇野に愛着と誇りを持ち、自分らしい人生を築き、自ら行動する主体者として地域や社会に関わりながら育つことを心から願います。

子どもは、本来自ら成長していく力を持っています。私たちは、その力を信じ、子どもとその未来を支え、子どもの権利が保障される社会を実現するために、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、安曇野市（以下「市」という。）における子どもの権利の基本理念を定め、子ども、市、市民及び議会の役割を明らかにし、子どもが一人の人間として尊重され心身ともに健やかで幸せな状態で生活を送るために、お互いが連携及び協働することにより、子どもの権利が保障されるまちの実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 子ども 市内に在住、通学、勤務又は活動する18歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当である者をいう。
- （2） 市民 市内に在住、通学、勤務又は活動するもの及び市内に事業所又は事務所を置く法人その他団体をいう。

（基本理念）

第3条 子どもの権利の保障は次に掲げる理念を基本とし、何人も、子どもにとって最善の利益を優先しなければならない。

- （1） 子どもは、生命、自由、幸福追求の権利の主体者であること。
- （2） 子どもは、いかなる理由でも差別を受けることなく、一人の人間として尊重されること。
- （3） 子どもは、安全で安心な環境の中で成長できるよう、医療、教育、生活への支援等を受けることが保障されること。
- （4） 子どもは、自らに関係のある事柄について、自らの意思を自由に表明することができ、その意見は子どもの発達に応じて十分に考慮されること。

(子どもの権利の日)

第4条 市は、前条の基本理念について、市民の関心及び理解を深めるため、安曇野市子どもの権利の日を設ける。

2 安曇野市子どもの権利の日は、11月20日とする。

(子どもの役割)

第5条 子どもは、自らの権利を理解し、それが尊重されることと同様に他者の権利も尊重するよう努めるものとする。

(市の役割)

第6条 市は、次に掲げる事項の推進に努めるものとする。

- (1) 子どもの権利の保障に関する施策を総合的に推進すること。施策の推進にあたっては、必要に応じて関係する部局が相互に連携協力するものとする。
- (2) 子どもの権利の保障について、関係機関等と連携し、包括的な支援体制を構築すること。
- (3) 子どもの権利について、市民に周知及び啓発し、理解を深めること。
- (4) 子どもが主体的に考え、自由に意見を述べられるよう支援をすること。
- (5) 子どもが健やかに育ち学ぶための環境の充実や多くの価値観に出会える場の創出等、子どもに適切で多様な育ちと学びの機会を提供すること。
- (6) 子どもが政策づくりや地域活動に参加できるよう支援すること。

(市民の役割)

第7条 市民は、次に掲げる事項の推進に努めるものとする。

- (1) 家庭及び地域が、子どもの成長と学びを支える大切な場であることを認識し、子どもの権利の保障について理解、尊重すること。
- (2) 子どもを地域の一員として認め、子どもの意見を尊重し、地域活動への参加を促し支援すること。

(議会の役割)

第8条 議会は、次に掲げる事項の推進に努めるものとする。

- (1) 市の施策が子どもの権利の基本理念に沿って推進されるよう提言等を行うこと。
- (2) 子どもの権利の保障に関して、啓発に取り組むこと。
- (3) 子どもの権利の保障に関して、必要に応じて県や国等に要望等を行うこと。

○子どもの権利の理念を推進する具体的施策に関する提言

1 テーマ設定の背景

1989 年、国際連合は「子どもの権利条約」（以下、条約）を採択した。この条約は「生命・生存・発達への権利」「子どもの最善の利益」「意見の尊重」「差別の禁止」の 4 原則を明記し、196 の国・地域が締約する、世界で最も広く受け入れられた人権条約である。

日本は 1994 年に批准し、30 年後の 2023 年 4 月には憲法及び条約の理念を踏まえた「こども基本法」（以下、法）が施行された。条約と法は、子どもを「保護の対象」ではなく「権利行使の主体者」と位置づけ、具体的な権利内容を包括的に定めている。こうして国におけるこども政策の法体系が整備されてきた。

2 現状と課題

しかし現実には、子どもの貧困、虐待、ヤングケアラー、不登校児童生徒数の増加など子どもに関する深刻な社会課題が解決されておらず、条約や法の理念が社会全体に十分浸透しているとは言い難い。

本委員会が市議会名で行った子どもの権利に関するアンケートでも、子どもの約 8 割が「子どもの権利を知らない」あるいは「内容を知らない」と回答した。子ども自身が自らの権利を学び、意識を高める機会が不足している。また、子どもを取り巻く保護者、学校、地域住民など大人への理念啓発も課題である。

3 条例制定と政策提言の役割

本委員会は、基礎自治体である安曇野市において、子どもの権利の理念をどう施策に反映するかを検討し、その法的基盤として「子どもの権利に関する条例」制定に取り組み、令和 7 年 9 月定例会に条例案を上程した。本条例は目的と基本理念を掲げた「理念条例」である。ただし、同条例では「子どもの権利の日」を規定しており、これを契機として本市にも子どもの権利の理念が根付いていくことを期待する。さらに本委員会としては、条例とあわせて実効性ある取り組みを「政策提言」として提言する。

4 政策提言

「安曇野市子どもの権利に関する条例」に定めた子どもの権利の基本理念の推進を図るため、次のとおり政策提言を行う。

① 子どもの権利について、市民へ周知啓発し、理解を深めること。

- ・条例で規定する子どもの権利の日を中心に、講演会などを通じ周知・啓発の取組を行うこと。

- ・子ども向けと大人向けのリーフレットを作成し、周知・活用すること。

② 子どもの相談窓口と救済機関について

- ・子ども向けの相談窓口の周知の徹底及び機能強化を図ること。
- ・子どもの権利侵害に関する救済機関の設置を早急に検討すること。

③ 子どもや若者の声を市政に反映する仕組みを検討すること

- ・子どもが主体的に自分の考えを述べることができるように意見形成を支援すること。
- ・政策づくりや学校及び地域活動等に積極的に関わられるよう支援すること。
- ・子どもまちづくり委員会等の子どもや若者が主体となる場を構築すること。

④ 市民や各種団体と連携して、子どもたちが自然体験、伝統文化・芸術、スポーツ、ICT などの活動を通じて多様な価値観に触れ、学べる機会を提供・支援すること。

5 市で進めていくこと

現在、市で行っている子ども関連事業において、「子どもの権利」の趣旨を取り入れていきたい

= キーワード 「子どもの権利」とは何かを知ってもらうこと

令和8年度は、市で

- = ・啓発リーフレット制作、配布による啓発
- ・子ども権利の日（11/20 付近）に啓発イベントの実施

6 協議いただきたい内容

●「子どもの権利」の周知・啓発について

●子どもの意見表明・社会参加の促進について

- ・こども基本法は、次のように定める。

（こども施策に対するこども等の意見の反映）

第十一条 …地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

小規模特認校制度の状況について

1 制度導入の経緯

令和4年度に行われた総合教育会議において、市内で最も小規模である明北小学校について議論された。「小学校が消えると地域の活力が失われる」という太田(前)市長の思いが語られたことがきっかけとなり、明北小学校を持続させる方法として小規模特認校制度の導入について検討を開始した。

視察・検討を重ねるなかで、小規模特認校制度は、単に「人数が少ない方が学びの機会が多い」というよきにとどまらず、様々なメリットがあることがわかってきた。明北小学校区域にある明科北認定こども園では「信州やまほいく」という自然に親しむ保育が行われており、明北小学校で行われている「かんだち山」や「犀川」などの、明科の自然を使った学びとの接続によって、「豊かな学び」がより実践されることが期待できる。これらを踏まえ、令和6年2月開催の定例教育委員会において承認を受け、制度運用を開始した。

2 小規模特認校制度による就学者数

令和7年度と令和8年度では、下記のとおりが小規模特認校制度を利用して明北小学校へ就学している。

令和7年度

1年生	4人
2年生から6年生	2人（3年生、5年生）
合計	6人

	見学申込書 交付者数	学校見学者数	体験入学者数	特認校 申請者数	就学者数
1年生	7人	7人	—	4人	4人
2年生から6年生	6人	5人	5人	2人	2人
合計	13人	12人	5人	6人	6人

令和8年度

1年生	10人
2年生から6年生	1人（3年生）
合計	11人

	見学申込書 交付者数	学校見学者数	体験入学者数	特認校 申請者数	就学者数
1年生	13人	13人	—	12人	10人
2年生から6年生	5人	5人	3人	1人	1人
合計	18人	18人	3人	13人	11人

※令和8年度転入学募集において、1年生の申請者のうち、2人が辞退となりました。

明北小学校の児童数内訳（令和7年度小規模特認校制度による就学者は1学年進級）

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
明北小学校 区域	7人	6人	14人	13人	16人	16人	72人
令和7年度 転入学		4人		1人		1人	6人
令和8年度 転入学	10人		1人				11人
合計	17人	10人	15人	14人	16人	17人	89人

（令和8年5月1日現在）

3 令和8年度募集について

令和8年度は下記のとおり募集しており、募集人数は各学年「若干名」としている。

（1）スケジュール

- 4月 新1年生の募集開始
- 5月、6月 明北小学校にて明北オープン DAY（学校見学会）開催
- 7月 学校長面談及び小規模特認校への申込
- 8月頃 新1年生の就学決定
- 8月 新2年生から6年生の募集開始
- 9月 明北小学校にて明北オープン DAY（学校見学会）開催
- 10月 体験入学、学校長面談及び小規模特認校への申込
- 11月頃 新2年生から6年生の就学決定

4 報告（明北小学校）

（以 上）

報告第2号

第118回日展 安曇野展について

1 概要

本年度は、4年ぶりに「日展 安曇野展」を開催している。このことについて、校外学習で参加した学校から、感想等を報告するもの。

2 展示概要

安曇野市美術館 春の特別展
第118回日展 安曇野展

日展安曇野展を4年ぶりに開催します。日本画・洋画・彫刻・工芸美術・書の5部門で構成された国内最大規模の美術公募展です。



大谷嘉男「マイ・ウェイ」
(会員・内閣総理大臣賞)

宮田亮平「シュブリンゲン25」
(2)(日展理事長)

岸野圭作「微風」(会員・内閣総理大臣賞)

5月2日(土)▶31日(日) 9:00~17:00

安曇野市美術館
Azumino Art Museum

費用 一般1,200円 大学生800円 高校生以下無料

問い合わせ Tel.73-5638

■安曇野市美術館の臨時休館
日展安曇野展の展示替えのため、下記の期間は臨時休館します。
休館日
4月23日(木)~5月1日(金)

展 示 内 容

昨年秋に国立新美術館で開催した日展の展示作品約3,000点から厳選された193点のほか、県内在住作家の入選作品約60点が一堂に並びます。



前回の日展安曇野展

『広報あづみの』No.390,2026.3、20 頁

3 報告(三郷中学校)

(以 上)

安曇野市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について

1 趣旨

令和8年3月に教育委員会定例会の承認を得て、標記計画を策定したため、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号。以下「給特法」という。）第8条第3項の規定により報告するもの。

○給特法

（教育職員の業務量管理・健康確保措置実施計画の策定等）

第八条 教育委員会は、指針に即して、当該教育委員会が服務を監督する教育職員に係る業務量管理・健康確保措置の実施に関する計画（以下「業務量管理・健康確保措置実施計画」という。）を定めるものとする。

2 業務量管理・健康確保措置実施計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 業務量管理・健康確保措置の実施により達成しようとする目標
- 二 業務量管理・健康確保措置の内容
- 三 その他業務量管理・健康確保措置の実施に関し必要な事項

3 教育委員会は、業務量管理・健康確保措置実施計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、総合教育会議（…略…）に報告するものとする。

4 教育委員会は、毎年度、文部科学省令で定めるところにより、業務量管理・健康確保措置実施計画の実施状況を公表するとともに、総合教育会議に報告するものとする。

2 経過等

（1）教職員の勤務条件等

ア 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法

・教員は、学校教育の水準の維持向上のため、義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法（昭和49年法律第2号）を根拠に、給与において一般行政職よりも優遇されている。財務省と文部科学省の間で議論がある制度となっている。

イ 給特法

・勤務態様の特殊性から教員には時間外手当が支給されない。代わりに勤務時間を問わず、給与月額額の4%に相当する「教職調整額」が支給されている。この根拠は、

昭和 41 年の教員勤務実態調査による残業時間の統計（月 8 時間）を根拠にしている。法改正により、毎年 1 % ずつ引き上げ、令和 13 年に 10% とすることを目指すこととされた。

- ・教員について時間外勤務を命じることができる場合は、①児童生徒の実習、②学校行事、③職員会議、④非常災害等のやむを得ない場合に限定されている（超勤 4 項目）。

（２） 働き方の見直しの経緯

- ・教員の勤務が長時間化していることを踏まえ、「働きやすさ」と「働きがい」を両立させることを目指して段階的に見直しが進められている。

平成 30 年	・労働基準法等の改正により、教育職員の業務が正規の勤務時間外でも学校教育活動として行われる実態を踏まえ、これらの時間を含めて適切に管理することが不可欠であると認識されるようになった。
令和 2 年	・文部科学大臣の指針により、時間外在校等時間の上限（原則として 1 か月 45 時間、1 年間 360 時間）が示された。
令和 7 年	・教育職員の勤務状況を改善し、健康を確保しながら専門性を最大限に発揮して、児童生徒への教育に専念できる環境を整えることを目的とした給特法の改正が行われた。 ・「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定、総合教育会議への報告が義務付けられた。 ・国は令和 11 年度までに、教育職員の 1 か月当たりの時間外在校等時間を平均 30 時間程度に削減することなどを目標として掲げた。

※ 時間外在校等時間：教育職員が業務を行う時間（在校等時間）から所定の勤務時間（≡正規の勤務時間）を除いた時間。

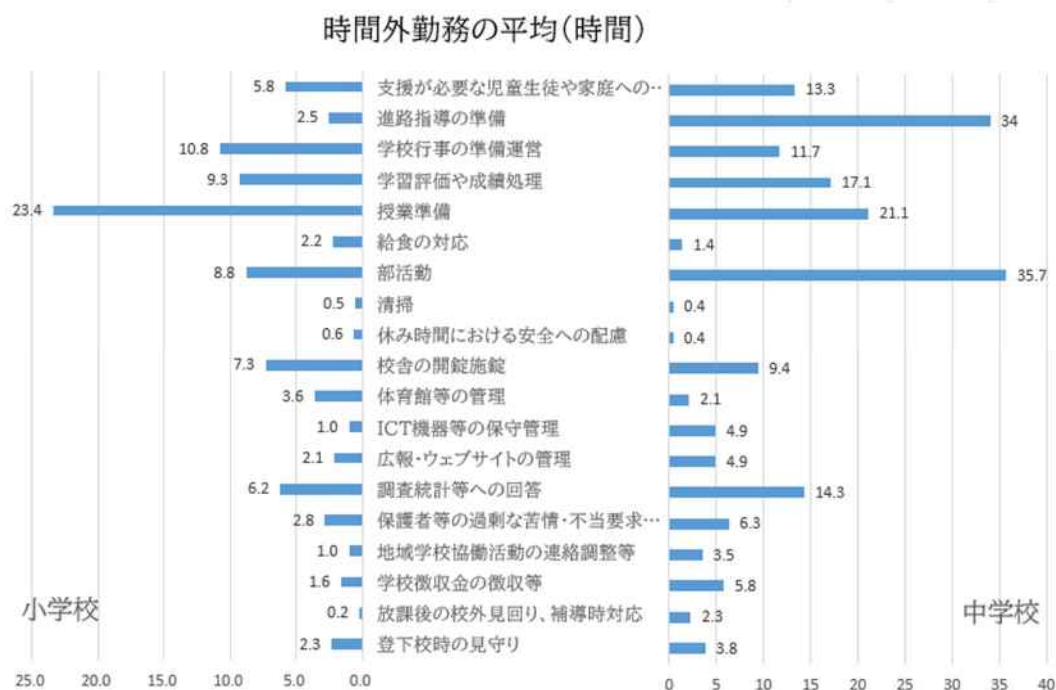
3 計画策定について

（１）安曇野市における実態の調査

- ・令和 6 年度の時間外在校等時間の状況は以下のとおり。

	年平均	月 45 時間を超え 80 時間以下の割合	月 80 時間を超え 超える割合
小学校	月 32 時間 56 分	25.0%	3.6%
中学校	月 37 時間 21 分	30.1%	9.6%

- ・本計画では、令和10年度末までに、月45時間を上回る時間外在校等時間をゼロにすることを目標とする。
- ・このための施策を策定するため、令和7年12月に市内17校に調査を実施。国の指針等に応示された「業務3分類（19業務）」について、各時間外の勤務状況を調査した。



- ・時間外勤務の多い業務の上位3つは校種により傾向が異なる。

・ 小学校

授業準備	23.4 時間
学校行事の準備・運営	10.8 時間
学習評価や成績処理	9.3 時間

・ 中学校

部活動	35.7 時間
進路指導の準備	34.0 時間
授業準備	21.1 時間

- ・「授業準備」について、小学校平均 23.4 時間、中学校平均 21.1 時間、その差は僅少（1.1 倍）であり、校種にかかわらず共通した負担となっている。
- ・部活動については、中学校平均 35.7 時間であり、中学校の時間外勤務の主因であることが示されている。

(2) 計画の策定と位置付け

- ・19 業務について詳細に見ていくと、学校によって、どの業務が負担となっているかについてばらつきがある。



本計画では、19 業務の区分に沿って、学校が講ずべき施策のメニューを示した。各学校長は、所管の学校の事情を勘案し、どのような業務が教員を圧迫しているか、どの業務を効率化すれば時間外在校等時間を削減できるかを見極め、本計画に掲げた施策メニューに優先順位を定め、的確に実施するものとする。

(3) 進捗管理

- ・今回調査した方法と同様の方法で、19 業務につき、各校の時間外在校等時間を経年的に把握する。
- ・指標として、1 か月時間外在校等時間、1 年間における時間外在校等時間、部活動地域展開、年間授業時数（行事、余剰を含む）、1 か月の在校等時間が 100 時間を超えた教育職員の数、ストレスチェック受診率を確認していく。
- ・時間外在校等時間の削減率の低い学校等については、ヒアリング等により状況を確認していく。
- ・これらの結果は、給特法第 8 条 4 項の規定に基づき、毎年度、総合教育会議に報告するものとする。

(以 上)

安曇野市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和８年４月

安曇野市教育委員会

目 次

1	計画の趣旨・現状	…	1
2	目標	…	1
3	計画の期間	…	2
4	実施する業務量管理・健康確保措置の内容	…	2
5	進捗計画	…	4
6	関連する取組、今後のフォローアップについて	…	5

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

本市は、「からだを動かし、頭で考え、心に感ずる“未来を拓く たくましい安曇野の子ども”を育む」ことを基本理念とし、それを受けて「郷土愛と未来を切り拓く力を育む魅力ある学校教育の実現」を目指している。そのためにも、教育職員自身が、働きがいを感じ、ゆとりをもって子どもたちや家族と接することができることを目指して、この計画を策定する。

(2) 本市の現状

○本市では、令和5年3月に、所管する学校の教育職員の在校時間の上限に関する方針として、安曇野市教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則（令和5年安曇野市教育委員会規則第3号）（以下「規則」という。）を定め、教育職員の在校等時間の管理及び縮減に取り組んできた。そこでは、教育職員の時間外在校等時間を次に掲げる時間の範囲内にするために、教育職員の業務量の適切な管理を行うよう記している。

- ・ 1月について 45 時間
- ・ 1年について 360 時間

○こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月 45 時間を超え 80 時間以下の割合	月 80 時間を超え る割合
小学校	月 32 時間 56 分	25.0%	3.6%
中学校	月 37 時間 21 分	30.1%	9.6%

○平均の時間外在校等時間は、小学校中学校共に規則に示された「1月について 45 時間」を下回っているが、小学校で約四分の一、中学校で約三分の一の教育職員が月 45 時間を上回っている。一部の職員に業務が偏らないような工夫をして、職場全体で教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

○以上のことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号 以下「法」という。）第8条に基づき本計画を策定するものである。

※時間外在校等時間とは、教育職員が業務を行う時間（法第7条第1項に規定する指針に定める在校等時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間（法第6条第3項各号に掲げる日（代休日が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間をいう。

2 目標

○本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1か月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
- ・ 1年間における時間外在校等時間を360時間程度にする。

- (2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標【カッコ内は令和6年度の数値】
- ・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を5%まで減少させる。 【8.3%】
 - ・教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や同僚との協働、専門性の発揮により、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

3 計画の期間

令和8年度～令和10年度 （期間内であっても、必要に応じて見直しをしていく）

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

○本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。なお、取組の具体については、各校の実情に合わせて検討していく。

(1) 「業務の3分類」(以下のア、イ、ウ)を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

①学校徴収金の徴収・管理

- ・学校給食費は、公会計化を行っている。
- ・公会計化できない学校徴収金については教員業務支援員等の協力を得ながら処理していく。

②保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では困難な事案への対応

- ・学校で対応困難な事例については、教育委員会が学校と連携して対応するとともに、スクールロイヤー制度も活用していく。

③市内で開催されるイベントへの児童生徒の出演と引率指導

- ・主催者に対し、学校や児童生徒の負担にならないように依頼していく。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

④調査・統計等への回答

- ・教育委員会として、学校に対して回答を依頼し、又は教師を通じた児童生徒等への周知を依頼するために学校に送付される文書等の縮減に努めるとともに、市長部局や県・県教育委員会にも理解を求めていく。
- ・回答が必要なものについては、デジタル技術の活用を進めていく。

⑤学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理

- ・特定の職員に業務が集中しないように、チームで取り組むようにする。可能ならば教員業務支援員の協力を得る。

⑥ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

- ・ICT支援員の協力を得て進める。

⑦学校プールや校庭遊具等の施設・設備の管理

- ・授業等に付随して行う日常点検は、教育職員が中心になって行うが、その他の業務管理は、市教育委員会と連携しながら民間事業者に委託する。

⑧児童生徒の休み時間における安全への配慮

- ・地域住民等の支援を受けつつ、教育職員の輪番制による負担軽減を検討していく。

⑨部活動

- ・令和 8 年度中に、原則、休日の部活動の地域展開を実現し、令和 10 年度までに平日の部活動の地域展開を実現する。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

⑩給食の時間における対応

- ・給食時に特別活動として行う食に関する指導については、学級担任等又は栄養教諭が実施する。なお、学級担任のみならず教育職員等によるアレルギー事故等緊急時に備えた組織的な体制を構築した上で実施する。

⑪授業準備

- ・教材等の印刷や物品等の準備その他補助的な業務については、教員業務支援員の協力を得て進める。

⑫学習評価や成績処理

- ・採点作業や提出物の提出状況の確認その他補助的な業務については、教員業務支援員の協力を得るとともに、デジタル技術の活用を推進する。

⑬学校行事の準備・運営

- ・修学旅行その他学校行事に関わる関係機関との調整、物品その他の準備等の業務について、チームで対応し、特定の教育職員に業務が集中しないようにする。
- ・運動会、音楽会、文化祭など、従来の踏襲ではなく、新しい時代の学校行事を児童生徒と共につくりあげていく。

⑭進路指導の準備

- ・生徒の卒業後の就職先に関する情報収集等について、必要に応じて市の就労相談との協働を促進したりする。

⑮支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・児童生徒の課題の状況に応じ、学校支援員、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、医療支援員等、効果的な支援が期待される関係者との協働を促進し、関係者会議等を開く場合は、計画的・効率的に運営できるようにする。
- ・不登校児童生徒への対応にあたっては、市教育支援センターや校内の多様な学び学習室等と連携し、チームで対応する。
- ・子ども発達支援相談室、こども家庭センター等、市の関係機関との連携を図る。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小 4 以上は年間で 1086 単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課の工夫を行う。
- ・市のポータルサイトに学校で必要な情報を掲載して活用しやすくしたり、年間行事予定表や児童生徒名簿などの書式を統一したりして、どの学校でも同じように業務が進められるようにしていく。

- ・令和7年度中に全校に設置した勤務時間外の自動応答機能や電話の録音機能について、効果的な運用を図る。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・引き続き、正確な在校等時間の把握に努める。
- ・1か月時間外在校等時間が100時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。
- ・11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・職員数50人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善を推進する。
- ・心身の健康問題についての相談窓口を設置する。
- ・年次有給休暇について、まとまった日数を連続して取得できるよう促進する。
- ・学校における定時退校日を、月2回以上設定するよう促進し、長期休業中等の期間内に7日間の一斉閉庁日の設定を行う。
- ・日課の工夫や担当教育職員の交代制などの取組で、法定の休憩時間が確保できるように努める。

5 進捗管理

取組の着実な実行を図るため、次の項目について目標をたて、進捗状況を把握していく。

(1) 計画の目標

ア 1か月時間外在校等時間

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
45時間以下の者（％）	60	70	90	100

イ 1年間における時間外在校等時間

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
一人あたり（時間）	390	380	370	360

(2) 各施策の目標

ア 部活動地域展開

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
休日部活（％）	50	100	100	100
平日部活（％）	10	10	50	100

イ 年間授業時数（行事、余剰を含む）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
小学校高学年、中学校	1130	1130	1120	1085

ウ 1か月の在校等時間が100時間を超えた教育職員の数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
のべ人数（月ごとの合計）	76	50	20	0

エ ストレスチェック受診率

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
受診率（％）	60	70	90	100

6 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・上記進捗状況を毎年度市のホームページで公表するとともに、教育委員会定例会や総合教育会議において報告することとする。
- ・学校運営協議会と連携し、学校での児童生徒の支援にあたるボランティア人材の確保に取り組む。
- ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会をとらえ各学校へ本計画の周知を行う。
- ・各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・保護者、地域の理解を促進するため、保護者や地域に対して学校の働き方改革の内容について周知を行うとともに、協力を得られるよう取り組む。

報告第4号

こども園誰でも通園制度の利用状況等について

1 制度導入の背景

- ・0～2歳児の約6割が未就園児であるといわれる中で、「全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な生育環境を整備する」ことが重要であるとの観点から、月一定時間までの利用枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる「こども園誰でも通園制度」が創設された。
- ・子どもたちにとっては、家庭とは異なる経験や、地域に初めて出て行って家族以外の人と関わることでできる様々な経験を通じて、ものや人への興味や関心が広がり、年齢の近い子どもとの関わりにより社会情緒的な発達を支えるなど、成長発達につながる豊かな経験をもたらす。
- ・保護者にとっては、相談相手がいない不安や日々の育児負担を抱える「孤立した育児」を解消することや、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化する意味合いも含めて、子育てしやすい環境を整えることにつながる。
- ・一時預かり事業は「保護者の立場からの必要性」に対応するものであるのに対し、この制度は「保護者のために預かるのではなく、子どもの育ちを応援すること」が主な目的となる。

2 制度の概要

利用対象	保育施設に在籍していない、生後6か月～満3歳未満の子ども
利用時間	月 10 時間まで、1時間単位で利用可能
受入時間	平日(月～金曜日)のうち 9時から 15 時まで
利用料	1時間当たり 300 円（国の標準に準じる）

3 制度実施園(公立認定こども園において)

南穂高認定こども園 1園にて実施

4 4月の利用状況

利用家庭	2組
利用人数	3人

- ・南穂高認定こども園の利用家庭は、全て安曇野市内在住
- ・一日の利用時間…1時間～2時間 4月の給食利用はなし

5 保育所長の感想・展望・課題

- ・家庭で孤立しがちな保護者や子どもの存在は、現代における社会問題のひとつである。この制度により、保育という専門職として支援できることは意義があると感じる。
- ・今年度より一時預かり保育の予約日程を早め、希望の日程が叶わなかった家庭の利用も視野に入れている。一時預かり事業とこの制度の意味合いは異なるが、一時預かりの単なる代替措置ではなく、両制度を柔軟に運用し目の前の親子を救えたらと思う。
- ・日常的に通園している在園児と異なり、たまに利用するお子さんの健康状態や発達状況を短時間で把握し安全に保育を行うことの難しさがある。
- ・利用するお子さんにとっては、たまに利用するからこそ同じ慣れた保育士であることで安心するものと思われる。その点では保育士の確保は重要であるが、現在の保育現場において保育士不足は否めない。通常の園運営での保育士確保に合わせて、安定した人員確保は必要である。
- ・現在はスタート地点であり、明確な課題は今後実施する中で出てくるものと思われる。この制度の目的である「こどもの成長を応援する」ことを主軸に、今後も現場と連携しながら進めていきたい。

(以上)